

ごみ、ちゃんと減らせてますか？ ごみ減量 チェックシート

家庭でできるごみ減量のための工夫を、チェックシートにして 20 項目あげました。いくつできていますか？ ぜひチェックしてみてください。そして、ごみ減量に大切な「4R」(＝断る、減らす、再び使う、再生利用の英語の頭文字)を意識し、無理なくできることから少しずつ実践しましょう。

Refuse (断る)

- 1 レジ袋は断り、マイバックで買い物している。
- 2 過剰な包装は断っている。
- 3 割りばし、ストロー、使い捨てのスプーンなどはもらわない。

Reduce (減らす)

- 4 食べ残しがないように分量を工夫して料理している。
- 5 食材などは、計画的に購入し、賞味期限内に使いきっている。
- 6 紙コップ、割りばしなどは使用せずマイカップ、マイはしを使用している。
- 7 キッチンペーパーなどはなるべく使用しない。
- 8 生ごみは、水分を切って容量を減らして出している。

Reuse (再び使う)

- 9 シャンプーやリンスは詰め替え用品を使っている。
- 10 古着は、リサイクルショップやフリーマーケットを利用している。
- 11 白色トレイは、スーパーなどの回収 BOX に出している。
- 12 ビールなどは、リターナブル瓶を購入している。
- 13 不用になったものも再利用している。(例：歯ブラシを掃除に使う)
- 14 チラシの裏などをメモ用紙として使用している。
- 15 故障したものは、修理して長く使う。

Recycle (再生利用)

- 16 ペットボトルのふたとラベルは外し、洗って「資源ごみの日」に出している。
- 17 生ごみは、生ごみ処理機などを利用し、庭などで自家処理している。
- 18 缶・ビンは分別して、「資源ごみの日」に出している。
- 19 新聞、雑誌、段ボールなどは、「資源ごみの日」または地域の「集団回収」に出している。
- 20 ティッシュペーパーやお菓子の箱など、資源となる紙類は、燃えるごみに出さず「資源ごみの日(ペットボトル・古紙)」または地域の「集団回収」に出している。

チェックシートの解説

- ① 「レジ袋を断る」 レジ袋は 1 枚約 5～10g です
 - ④ 「食べ残しをなくす」 ご飯 1 膳で約 140g の減量
 - ⑤ 「食材は使い切る」 きゅうり 1 本 90g、納豆 45g の減量
 - ⑧ 「生ごみは水分を切る」 もうひとしぼりするなど、少しの工夫でごみの量は減らせます。
 - ⑨ 「詰め替え用品を使う」 シャンプーなどは、容器を活用してごみの削減を！
 - ⑱ 「新聞・雑誌・段ボールは、資源ごみの日か集団回収に出す」 「資源ごみの日」には、缶・ビンとペットボトル・古紙の日があります。新聞・雑誌・段ボールは、ペットボトル・古紙の日に出していただくか、地域の集団回収にお出してください。
 - ⑳ 「ティッシュペーパーやお菓子の箱は資源ごみの日か集団回収に出す」 各ご家庭で燃えるごみとして出されがちな紙ごみ(雑紙類)ですが、たばこの箱やお菓子の箱など、**名刺サイズ以上のもので紙リサイクルのマーク**があればリサイクル可能です。また使用済みのコピー用紙なども資源として、お出ください。
- ※家庭用のシュレッダー済みの紙類は、名刺サイズより小さいので燃えるごみとなります。ご注意ください。
- 問合せ 生活環境課(市役所 1 階 3 番窓口)

■チェック数に応じたごみ減量度評価

チェック数	ごみ減量度評価
0～5 個	無理なくできることから少しずつ始めていきましょう。
6～10 個	少しずつ始められています。できることをどんどん増やしていきましょう。
11～15 個	多くのことを実践できています。慣れてきて、増やせる項目があればどんどん増やしていきましょう。
16～20 個	ほとんどの項目を実践できています。これからも続けていきましょう。また、新しいアイデアがあれば実践してみたいかがでしょうか。

国民年金

退職・失業などにより納付が困難な人へ
申請により

保険料が免除されます。

国民年金保険料が改定され 4 月から 1 万 5 100 円になりました。これにより、4 月分から追加保険料に加入した場合は、1 万 5 500 円に、4 分の 1 免除の場合は、1 万 1 330 円。2 分の 1 免除の場合は、7 550 円。4 分の 3 免除の場合は、3 780 円に、それぞれ変わります。

ただし保険料を納めることが困難な場合には、本人の申請によって保険料を免除することができます。

特に、退職・失業が原因になった場合、特例免除制度を利用することができます。

特例免除制度は、本人所得を審査対象から除外するので、一般の免除申請よりも免除が承認されやすくなります。

なお万一、不慮の事故などに遭った場合、事故が発生する直前の 12 か月間に保険料の免除が承認されれば、事故の結果

けがや病気で障がいや死亡といった場合に、障がいの状態に応じて障害年金を、子どもの年齢などによりますが、子どものある妻と子どもなど遺族は遺族基礎年金を受けることもできますので、必ず、免除の申請をしましょう。

退職(失業)による
特例免除制度

20 歳以上 60 歳未満で、申請する年度または前年度において退職(失業)した人の場合、審査の対象となる本人所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されます。ただし、配偶者・世帯主に一定以上の所得があるときは除きます。

該当する人は、年金手帳・印鑑と、雇用保険受給資格者証・離職票など失業したことを確認できる公的機関の証明の写しを持参のうえ、保険年金課もしくは日本年金機構堺西年金事務所へ届け出てください。

後から納めることもできます
免除承認期間は、保険料が免除されるため、保険料を全額納付したときと比べて、将来受ける老齢基礎年金の受給額が少なくなります。

そこで、10 年以内であれば、あとから保険料を納めることができる追納制度が設けられています。

ただし、免除承認期間の翌年度から起算して、3 年度目以降の保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

問合せ 保険年金課(市役所 1 階 5 番窓口) または日本年金機構堺西年金事務所(☎072・243・7900)

旭小児童 中央商店街にエール

千羽鶴 募金 激励のイラスト

今年 1 月 15 日に火災被害にあった泉天津中央商店街の火災跡を覆ったフェンスに、地元の旭小学校児童が手書きでかいたイラストや励ましの言葉など約 150 点が、2 月に貼り出され、現在も商店街を力強く彩っています。

商店街では、火災の 10 日後に旭小の 6 年生児童らが職業体験学習を行う予定でしたが、この被害で中止となりました。落胆するかと思われた子どもたちでしたが、商店街に元気になってもらおうと立ち上がったのです。

みんなで作った千羽鶴を贈ったり、駅や校門前などに立って募金を集め、計 59 万 8,227 円を商店街に寄付したりし、この一連の活動は新聞各紙にも取り上げられました。商店街振興組合の迫下英治代表理事は「子どもたちの純粋な気持ちに、とてもあたたかいのを感じています。素直に応援してくれるこの気持ちがとても嬉しい。復興に向けて頑張っていきたい」と話していました。



平成22年度から 保険料率が改定されます

平成22年度から後期高齢者医療制度の保険料率が変わります。府内の平成22年度・23年度の保険料率は、次のとおりです。加入している被保険者の数によって決まる被保険者均等割額は、被保険者1人当たり4万9036円。所得割額が被保険者

の所得に9・34%をかけた金額に決まりました。ただし、最高限度額は50万円となります。■保険料は、7月に決定し、平成22年度の保険料は、7月に決定します。それまでは、特別徴収(年金からの天引き)の人は、前年度の保険料額で仮徴

収します。また、普通徴収(納付書や口座振替など)の人は、仮徴収は行わず7月からの納付となります。

保険料が軽減される ケースがあります

■均等割額の軽減

世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額が、次のとおり軽減されます。

- ①世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が、基礎控除額の33万円以下の人...8・5割軽減され、7355円
- ②①の世帯に属する被保険者で、かつ当該世帯の被保険者全員、年金収入80万円以下(その他各種所得が0円)の人...9割軽減され、4903円
- ③世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が、「基礎控除額33万円+24万円5000円×被保険者の数(被

保険者である世帯主を除く)以下の人...5割軽減され、2万4518円

④世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が、「基礎控除額33万円+35万円×被保険者の数」以下の人...2割軽減され、3万9228円

■所得割額の軽減

所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかる被保険者の所得が58万円以下、ただし年金収入のみの場合は、その収入が211万円以下の人については、所得割額が5割軽減されます。

■その他の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人については、当分の間、所得割額は課されず、被保険者均等割額が9割軽減されます。

問合 ▽制度全般については...府後期高齢者医療広域連合事務局(06・47900・2028)、▽保険料納付など...高齢介護課(市役所1階8番窓口)

金、失業給付などの非課税収入を含むすべての収入金額、また、事業所得などの収入で売上原価などの必要経費がある収入については、必要経費を控除した後の金額の合計が次の額以下である人

▶後期高齢者医療制度の保険料率改定/ごみゼロ大作戦/浜街道まつり開催/介護保険料減免制度

作りショップ出展販売、ミュージックストリートなどの催しが行われます。このまつりに出展、または出演いただける皆さんを次のとおり募集します。

出展規定 ①出品は、オリジナル・手作りに限る。ただし、販売をする場合は、浜街道まつりの主旨にそぐわない品はお断りする場合があります ②電源、水道はなし ③発電機を持ち込みは不可 ④当日商品の搬入は、午前8時から9時とし、搬入の後ただちに車両を撤去すること ⑤終了後、ごみは持ち帰ること ⑥出展の許可は「許可証」の発行による ⑦参加費として2000円要

出演者要領 ①のこぎりホールおよび街角(野外)で演奏していただける人を募集 ②ジャンルは不問。ただし浜街道まつりの主旨にそぐわない場合は、お断りする場合があります ③出演ステージに限りがあるため、先着5グループ

申込 いずれも4月19日(月)までに浜街道まつり実行委員会事務局(市役所2階まちづくり政策課内)へ

なお、4月19日(月)午後2時からのこぎりホール(東港町7-26)にて出店者・出演者への説明会を開催します。

問合 浜街道まつり実行委員会事務局(市役所2階まちづくり政策課内)



第9回 浜街道まつり 開催

5/23 日

歴

史的なまちなみや文化の保全にかけると、より多くの人により深く関心をもってもらうと、「第9回浜街道まつり」が次のとおり開催されます。

日時 5月23日(日) 午前10時~午後4時
場所 浜街道周辺(東港町・神明町・本町)

出展者・音楽部門出演者募集

浜街道まつりでは、歴史的家屋や倉庫をお借りし、地域にお住まいの皆さんの手作りで、懐かしの生活民具展、町家説明、子ども昔遊び、街角ギャラリー、アートクラフト展や手

65歳以上の介護保険料の減免制度



対象の人は、申請により 保険料が減額されます。

介護保険の保険料は、次の要件Aや要件Bに該当する場合、減免することがあります。

対象者の要件A 次の①~⑤の要件をすべて満たす人

- ①保険料の段階が第3段階の人で、申請日時点で世帯全員が市民税非課税の人
- ②世帯主およびすべての世帯員の前年中の障害年金、遺族年

介護保険の保険料は、次の要件Aや要件Bに該当する場合、減免することがあります。

対象者の要件B 介護保険給付において、食費・居住費の特例減額措置を受けている人

- ⑤世帯全員の銀行預金などの元本合計が350万円以下である人

から当該年度の3月分までとする。ただし、4月から6月までの申請については、仮算定期間のため保留し、7月に決定

減免額 今の段階の保険料を1段階下の保険料に減額

申請 高齢介護課の窓口備え付けの保険料減免申請書・銀行などの調査同意書・収入申告書・資産等申告書のほか、世帯全員の銀行預金通帳など・本人の印鑑・介護保険証・健康保険証、世帯全員の給与証明書や年金の支払通知(源泉徴収票)などの前年中の収入がわかるものを持つ

問合 高齢介護課(市役所1階8番窓口)

5月30日(日) ごみゼロ大作戦 実施

「自分たちの街をきれいに！」をスローガンに、5月30日の「ごみゼロの日」に合わせ、今年も市内の一斉清掃、「ごみゼロ大作戦」を次のとおり行います。一人でも多くの市民、事業者の皆さんのご参加をお願いします。

実施日時 5月30日(日) 午前8時から2時間程度
※当日、雨天の場合は6月6日(日)に順延。ただし小雨決行

清掃場所 私有地以外の公共の場所、および側溝
※清掃用具は、各人、各団体でご用意ください。

申込 参加いただく市民・団体には、市からごみ袋、および土砂回収用の土のう袋10枚程度と実施要領を配布。4月30日(金)までに生活環境課へ

問合 生活環境課(市役所1階3番窓口)



市職員による、市施策などの解説講座です

出前講座

メニュー充実!

	講座メニュー	担当課
まちづくり	自転車のめいわく駐車対策について	土木課
	都市計画による「街路」の整備について	街路課
	南海本線の高架化事業について	街路課
	みんなで育てる地域の公園	みどり推進室
まちづくり	みなで育てる地域の公園	みどり推進室
	泉大津市のまちづくりの変遷と泉大津市都市計画マスタープランについて	まちづくり政策課
	泉大津の景観まちづくりについて	まちづくり政策課
	泉大津市ががんばろう基金、特定非営利活動支援補助事業について	企画調整課
	選挙制度の豆知識	選挙事務局
	統計調査にご協力を!	情報システム室
	市税のしくみ	税務課
	情報公開請求について	総務課
	個人情報開示請求について	総務課
	家を建てる時の手続き及びチェックポイントについて	まちづくり政策課
まちづくり	木造住宅の耐震診断・改修補助制度について	建築住宅課
	水道事業について	水道業務課・水道工務課
	公共下水道について	下水道整備課
	悪質商法などに関する消費者問題について	産業政策課
	諸証明の申請・発行について	市民課
	墓地の諸手続きについて	市民課
	人権研修(講座)	人権啓発課
	男女共同参画研修(講座)	人権啓発課
	ごみ減量・分別のための出前講座	生活環境課
	労働問題について	労働政策課
健康・福祉	就労相談について	労働政策課
	市民協働について	労働政策課
	認知症予防について	健康推進課
	肝臓がんの予防について	健康推進課
	乳幼児の健康・育児について	健康推進課
	介護保険制度	高齢介護課
	長寿(後期高齢者)医療制度	高齢介護課
	出張「介護予防(健康づくり)講座」	高齢介護課
	高齢者福祉の現状とサービスについて	高齢介護課
	メタボリックシンドロームについて	保険年金課
健康・福祉	子育て支援講座	児童福祉課
	障害福祉を理解しよう(共に生きる社会をめざして)	障害福祉課
	「いのち」のリレー出前講座	市立病院総務課
	国際交流事業について	企画調整課
	フカキ人材育成事業について	企画調整課
	学校教育について	指導課
	公立幼稚園について	指導課
	泉大津市の歴史、文化財について	生涯学習課
	防災出前講座	危機管理課
	防火講演	消防本部
防災	消火・避難訓練	消防本部

わかりにくい市の事業…この制度の仕組みについて、もっと詳しく知りたい…でも、役所に向く時間はないし…。そんなご要望にお応えするのが、全44項目の「出前講座」です。担当の職員が、市民の皆さんの「ご注文」に応じて、講座を迅速に「出前」いたします。市内在住・在勤・在学の10人以上のグループであれば、どなたでもお申し込みいただけます。ぜひ、ご活用ください。

市では、「出前講座」と題して、市民の皆さんが知りたい、聞いてみたいという本市の施策や事業、制度の仕組みなどを、担当の職員が指定の場所に向向き、ご紹介しています。このたび、この出前講座のメニューを大幅に増やし、左表のとおり全44項目をご用意しました。出前講座を受講できるのは、原則として市内に在住、在勤または在学する、おおむね10人以上の団体・グループです。1講座当たりおおよそ90分以内で、実施場所は原則市内に限ります。会場の手配や準備は申し込んだ人が行ってください。なお、お申し込みは開催の約3週間前までに、電話、もしくは直接窓口にて担当課へお願いします。テーマについての詳細も、それぞれの実施担当課へ直接お問い合わせください。また、公の秩序を乱し、または善良な風俗に反するおそれのあるときや、政治・宗教・営利・陳情・要望を目的とした催しなどを行うおそれのあるときは出前講座を実施できません。問合せ 企画調整課(市役所4階)

内容ぎっしりの講座をお届けします!

あるときや、政治・宗教・営利・陳情・要望を目的とした催しなどを行うおそれのあるときは出前講座を実施できません。問合せ 企画調整課(市役所4階)

助成制度の概要		
	初期支援	活動支援
対象団体	設立後2年未満の団体	設立後2年以上の団体
対象事業	申請書の提出日を基準日とする 泉大津市民が受益者となり得る公益的な事業 公益的な事業とは、「特定非営利活動促進法(NPO法)に定める17分野に該当する事業」をいいます。(注) なお、構成員のみを対象とした公益的な事業は対象外となります。	
補助金額	団体の自立を促進し、活動を軌道にのせるための事業	団体がこれまで行ってきた活動の拡充を図る事業または活動の発展を目的に次の一歩として新たに行う事業
	補助対象経費の総額から補助対象事業に係る収入の額を控除した額の2分の1または30万円のいずれか低い方を上限とします。事業内容を審査したうえで、予算の範囲内で補助金を決定します。(同一団体1回限り)	補助対象経費の総額から補助対象事業に係る収入の額を控除した額の2分の1または50万円のいずれか低い方を上限とします。事業内容を審査したうえで、予算の範囲内で補助金を決定します。(同一団体につき3回まで) ※継続して補助を受けようとする場合でも、年度ごとに申請し、審査を受ける必要があります。

(注)「特定非営利活動促進法(NPO法)に定める17分野に該当する事業」

- ①保健、医療または福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤環境の保全を図る活動
- ⑥災害救助活動
- ⑦地域安全活動
- ⑧人権の擁護または平和の推進を図る活動
- ⑨国際協力の活動
- ⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑪子どもの健全育成を図る活動
- ⑫情報化社会の発展を図る活動
- ⑬科学技術の振興を図る活動
- ⑭経済活動の活性化を図る活動
- ⑮職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑯消費者の保護を図る活動
- ⑰前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

対象 次のすべてに該当する市民活動団体(法人格の有無は問いません)
①市内に活動拠点があること
②3人以上で構成される団体で、構成員の2分の1以上が市民(在勤、在学含む)であること
③市から直接他の補助金を受けていないこと
④政治活動、宗教活動を目的としていないこと
審査 5月30日(日)予定の応募団体による公開プレゼンテーション

昨年度の助成団体による報告会を開催
平成21年度の助成団体による事業報告会を次のとおり開催します。助成制度について関心のある団体や、申請をお考えの団体の皆さんはご参加ください。

(参考) H21年度 特定非営利活動支援補助金 交付団体

交付団体名	主な事業
朗読ボランティア	朗読ボランティア養成講座
「泉大津あめんぼ」	のための学習会事業
泉大津おやこ劇場	一日まるごと舞台芸術鑑賞会事業
ひまわり大作戦実行委員会	ひまわり大作戦 2009 事業
北豊中パークの会	豊中北公園の花壇設営事業
精神保健福祉ボランティア「はなみずき」	精神保健福祉ボランティア養成講座開催事業

「泉大津市ががんばろう基金」への寄付にご協力を
この補助金制度は、皆さんからの寄付と原則同額を市も積立てている「泉大津市ががんばろう基金」を財源としています。この制度の円滑な運用のためには、市民の皆さんからの応援が何よりも大切です。ぜひとも、寄付のご協力をお願いします。問合せ 企画調整課(市役所4階)

市では、市民の皆さんの自発的な特定非営利活動を支援するために、市民活動を活発にするため、公募による補助制度を平成21年に創設しました。

そこで、平成22年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日)に実施する事業を対象に、この補助制度をご利用いただく団体を次のとおり募集します。

「泉大津市ががんばろう基金」への寄付にご協力を
この補助金制度は、皆さんからの寄付と原則同額を市も積立てている「泉大津市ががんばろう基金」を財源としています。この制度の円滑な運用のためには、市民の皆さんからの応援が何よりも大切です。ぜひとも、寄付のご協力をお願いします。問合せ 企画調整課(市役所4階)

特定非営利補助金の申請団体を募集
団体の自発的な非営利活動を応援する「泉大津市ががんばろう基金」は、活動支援金として上限50万円を補助します。設立が2年に満たない団体へも上限30万円の補助制度があります。平成22年度の事業に、この制度をご利用いただく団体を募集します。

なお、参考までに昨年度の助成団体とその事業内容を左表に示します。

日時 4月18日(日) 午前10時
場所 市役所3階大会議室